

職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦について

文 部 科 学 大 臣 殿

令和6年10月1日

下記の専修学校の専門課程を職業実践専門課程として認定する課程として推薦します。

記

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																																
京都医健専門学校	平成17年3月3日	藤田 裕之	〒 604-8203 (住所) 京都市中京区衣棚町51-2 (電話) 075-257-6507																																
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																																
学校法人 滋慶コミュニケーションアート	平成17年3月3日	竹本 雅信	〒 604-8203 (住所) 京都市中京区衣棚町51-2 (電話) 075-257-6507																																
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																														
医療	医療専門課程	言語聴覚科	平成25(2013)年度	-	平成27(2015)年度																														
学科の目的	小児から高齢者までの幅広い年齢層の「ことば」「聴こえ」「食べる」に障がいを持つ人に対して、検査、訓練、指導、援助を行う専門家であるとの自覚を持ちながら、他の職種との連携が図れ、信頼されるような人材を育成する。																																		
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	取得可能な資格: 言語聴覚士 中退率: 2.9%																																		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																												
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 2,295 単位時間 単位	1,470 単位時間 単位	345 単位時間 単位	480 単位時間 単位	0 単位時間 単位	0 単位時間 単位																												
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																															
80人	42人	0人	0%	6%																															
就職等の状況	<p>■卒業者数(C) : 28 人</p> <p>■就職希望者数(D) : 24 人</p> <p>■就職者数(E) : 24 人</p> <p>■地元就職者数(F) : 13 人</p> <p>■就職率(E/D) : 100 %</p> <p>■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 54 %</p> <p>■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 86 %</p> <p>■進学者数 : 0 人</p> <p>■その他</p> <p>(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)</p> <p>■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 一般病院、総合病院、リハビリテーション専門病院、大学病院、介護老人保健施設、児童通園施設、養成校、保健所、保健センター、補聴器会社 など</p>																																		
第三者による学校評価	<p>■民間の評価機関等から第三者評価: 有</p> <p>※有の場合、例えば以下について任意記載</p> <p>評価団体: 一般社団法人 リハビリテーション教育評価機構 受審年月: 2022年 評価結果を掲載したホームページURL: http://jcore.or.jp/accreditation.html</p>																																		
当該学科のホームページURL	https://www.kyoto-iken.ac.jp/																																		
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A: 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>2,295 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>480 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>480 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>480 単位時間</td></tr> </table> <p>(B: 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位</td></tr> </table>							総授業時数	2,295 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	480 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	0 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	480 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	480 単位時間	総授業時数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位	うち必修授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位
総授業時数	2,295 単位時間																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	480 単位時間																																		
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																																		
うち必修授業時数	0 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	480 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	480 単位時間																																		
総授業時数	単位																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位																																		
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位																																		
うち必修授業時数	単位																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位																																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位																																		
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4人</td> </tr> </table> <p>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数: 4人</p>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	2人	計	4人																
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0人																																		
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2人																																		
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																																		
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0人																																		
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	2人																																		
計	4人																																		

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

小児から高齢者までの幅広い年齢層の「ことば」や「聴こえ」、「食べる」に障がいを持つ人に対して検査、訓練、指導、援助を行う専門家であるとの自覚を持ちながら、他の職種との連携がとれ、信頼されるような人材育成を目的とし、業界が必要とする人材を業界と共に育成する(産学協同教育システム)という考えのもと、業界と連携した授業を実施している。

また、教育課程編成委員会や講師会等において、業界・団体の方の意見や動向、要望などを取り入れ、授業内容の見直しや授業方法の改善・工夫等を行っている。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校の教育課程編成委員会は、理事会のもとに設置され、委員会の適切な運営は理事長が担保することになっています。また、学校運営においては、教員組織規則において、「委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報、意見を十分に活かし、実績的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努める」ことが明記され、この定めに従い、委員会を運営します。委員会で提案された意見は、学科会議で具体的な実践方法を検討し、教育課程編成に取り入れられます。作成された教育課程は教務部長・事務局長・学校長の承認を経て実施されます。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
藤田 裕之	京都医健専門学校	R6.4.1～R7.3.31	事務局
竹本 雅信	京都医健専門学校	R6.4.1～R7.3.31	事務局
生出 貴也	京都医健専門学校	R6.4.1～R7.3.31	事務局
鳥嶋 勝博	京都医健専門学校	R6.4.1～R7.3.31	事務局
宮江 真矢	京都医健専門学校	R6.4.1～R7.3.31	事務局
山下 明宏	京都医健専門学校	R5.4.1～R6.3.31	事務局
上羽 悟	京都医健専門学校	R5.4.1～R6.3.31	事務局
小國 由紀	京都府言語聴覚士会	R5.4.1～R6.3.31	①
佐藤 玲	地方独立行政法人京都市立病院	R5.4.1～R6.3.31	②

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年6月29日 19:30～20:30

第2回 令和6年3月19日 18:30～20:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

今後予定されている言語聴覚士養成カリキュラムの改定を視野にいれつつ、以下の点を改善案および検討課題としています。

- ・臨床実習の前後で実施するOSCE内容の改善(検査に関するOSCE以外に対人コミュニケーション場面のOSCEなど)
- ・カリキュラム科目の履修内容および履修順の検討
- ・学生募集および選考の方法についての検討

(別途、以下の資料を提出)

- * 教育課程編成委員会等の位置付けに係る諸規程
- * 教育課程編成委員会等の規則
- * 教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由(推薦学科の専攻分野との関係等)※別紙様式3-1
- * 学校又は法人の組織図
- * 教育課程編成委員会等の開催記録

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実習施設(企業)の選定については、本校の教育目標および教育方針に賛同し、かつ学生の受け入れについて同意の得られた医療機関としています。さらに、臨床実習指導者は臨床経験5年以上の言語聴覚士とし、1名の臨床実習指導者が学生1名ないし2名を担当する体制をとっています。
また、教育課程編成委員会や講師会等において、業界・団体の方の意見や動向、要望などを取り入れ、授業内容の見直しや授業方法の改善・工夫等を行っています。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

連携する医療機関での臨床実習を実施。教育課程における位置づけや成績評価基準、意義についても明確にしています。また実施要領・マニュアル等を整備し運用しています。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨地実習Ⅰ	<p>3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)</p> <p>言語聴覚療法の知識・技能・態度を統合して言語聴覚士の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握する。 1) 実習指導者の下でコミュニケーション障害をもつ対象児・者と接する。 2) 言語聴覚療法の実際を見学・体験し、その意図するところを考え理解する。 3) 各種障害の症状把握の方法を見学・体験する。 4) 実習における種々の報告の意義を理解し実行する。</p>	<p>京都医療センター、宇多野病院、千春会病院、綾部ルネス病院、京都第二赤十字病院、京都南病院、近江八幡市立総合医療センター、ヴォーリス記念病院、他</p>
臨地実習Ⅱ	<p>3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)</p> <p>言語聴覚療法学全般にわたる知識・技能・態度を統合して臨床に適用し、臨床実習指導者の下で、言語聴覚療法の評価診断および訓練・指導・支援の技能を修得する。 1) 言語聴覚療法検査・評価を実践する。 2) 訓練計画を立案する。 3) 基本的な言語聴覚療法を実施する。 4) 実習指導者の助言のもと、症例レポートを作成できる。5) 臨床実習を通じて、言語聴覚士として最低限必要な素養、知識、技術を身につける。</p>	<p>南京都病院、京都近衛リハビリテーション病院、京都リハビリテーション病院、ほうゆうリハビリテーション病院、がくさい病院、市立奈良病院、淡海医療センター、藤井会リハビリテーション病院、岡波総合病院、金沢医科大学病院、洛和会音羽病院、近畿中央呼吸器センター、他</p>

(別途、以下の資料を提出)

* 企業等との連携に関する協定書等や講師契約書(本人の同意書及び企業等の承諾書)等

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 学園の定める教員研修規定において、教員の授業内容・教育技法の改善並びにクラス運営方法の向上、マネジメント能力を含む指導力の向上を研修の目的と定めています。中途退学者防止と国家試験全員合格に向けた「学生一人ひとり」に対する対応案の企画立案・実施・評価というPDCAサイクルを展開することを年間の教育活動の中心に捉え、ファカルティ・デベロップメント活動を推進する専任教員に対し、以下の二つの要素が年間を通じた授業内容に反映されるよう研修を行います。 ① キャリア教育の視点、② 一人ひとりを見ていく視点 さらに、専任教員と兼任教員で組織する講師会議においてこの方針を共有し、授業内容のチェック、教育技法改善に向けた研修を実施しています。		
(2)研修等の実績		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名： 「第24回日本語聴覚士学会」	連携企業等： 日本語聴覚士協会	
期間： 令和5年6月23日(金)・24日(土)	対象： 言語聴覚士	
内容 改めて考える「つながり」の重要性		
研修名： 「第1回京都リハビリテーション医療・介護フォーラム」	連携企業等： 京都府言語聴覚士会	
期間： 令和6年2月3日(土)・4日(日)	対象： 言語聴覚士・理学療法士・作業療法士など	
内容 リハビリテーション医学・介護に関する研究と教育を目的とした内容		
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名： 国家試験対策研修会	連携企業等： 滋慶教育科学研究所	
期間： 令和5年6月28日～(オンデマンド)	対象： 国試系学科教員	
内容 国家試験合格率の更なる向上に向けて、昨年度の国家試験の結果の振り返り、出題傾向の分析、効果的な国試対策の手法等を研修する。		
研修名： 教職員カウンセリング研修	連携企業等： 滋慶教育科学研究所	
期間： 令和5年8月1日～(オンデマンド+オンライン)	対象： 全教職員	
内容 滋慶学園グループの全教職員がカウンセリングマインドを身につけて、学生や保護者に対応できるようにスキル向上を目指す。JESC認定教員カウンセラー資格取得を目指す。		
(3)研修等の計画		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名： 言語聴覚士養成校教員会議	連携企業等： 日本語聴覚士協会	
期間： 令和6年6月20日	対象： 言語聴覚士養成学校・学科	
内容 指定規則改定に関する説明		
研修名： 第25回日本語聴覚士学会	連携企業等： 日本語聴覚士協会	
期間： 令和6年6月21日～22日	対象： 会員・非会員・学生	
内容 発表・教育講演を通して、言語聴覚士同士のつながり以外にも多くのつながりについて改めて考える内容		
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名： 国家試験対策研修会	連携企業等： 滋慶教育科学研究所	
期間： 令和6年6月4日	対象： 国試系学科教員	
内容 国家試験合格率の更なる向上に向けて、昨年度の国家試験の結果の振り返り、出題傾向の分析、効果的な国試対策の手法等を研修する。		
研修名： 教職員カウンセリング研修	連携企業等： 滋慶教育科学研究所	
期間： 令和6年10月2日～(オンデマンド+オンライン)	対象： 全教職員	
内容 滋慶学園グループの全教職員がカウンセリングマインドを身につけて、学生や保護者に対応できるようにスキル向上を目指す。JESC認定教員カウンセラー資格取得を目指す。		
(別途、以下の資料を提出)		
* 研修等に係る諸規程		
* 研修等の実績(推薦年度の前年度における実績)		
* 研修等の計画(推薦年度における計画)		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

卒業生、保護者代表、近隣関係者、高校関係者ともに、業界関係者により構成される学校関係者評価委員会を組織し、この委員会が、学校教職員が行った自己点検・自己評価の内容を審議・評価することを通し、学校運営の改善に活かすことを方針とします。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目的・育成人材像
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	教育成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受入れ募集	学生の募集と受け入れ
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

中途退学者の減少及び国家試験の合格率の向上をさらに目指すようにという評価結果に対して、「ひとり人を大切に」という視点に立って、「SSC・学修相談室」の強化、キャリアサポートアンケート及び学校生活アンケートの有効活用等を推進します。また、国家試験を見据え、1年生から段階的に学習に取り組めるよう、定期試験改革を実施しています。複数学科の連携を期待されていることから、理学療法科・作業療法科・言語聴覚科・社会福祉科による「多職種連携ゼミ」を強化し、スポーツ科学科・柔道整復科・鍼灸科・理学療法科による「KISA(京都医健スポーツアカデミー)」をより充実させます。また、産学連携・地域貢献・社会貢献への期待を受け、様々な取り組みを推進しています。その結果を業界関係者等に発表するイベント(若きクリエーター展)を実施します。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
西村 吉右衛門	千吉商店・ちおん舎	R6.4.1～R7.3.31	近隣代表
新家 忠弘	理学療法科2年 保護者	R6.4.1～R7.3.31	保護者代表
山本 浩介	京都精華学園中学高等学校	R6.4.1～R7.3.31	高校代表
川原崎 浩介	スポーツ科学科 卒業生	R6.4.1～R7.3.31	卒業生代表
長尾 淳彦	公益社団法人 京都府柔道整復師会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
平野 健一	公益社団法人 京都府鍼灸師会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
麻田 博之	一般社団法人 京都府理学療法士会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
小國 由紀	一般社団法人 京都府言語聴覚士会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
比護 信子	公益財団法人 京都府スポーツ協会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
津田 勇気	株式会社ノーザンライツ・コーポレーション	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
奥村 優之	ベレガ株式会社	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
添田 浩生	京滋視能訓練士会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
石黒 里香	一般社団法人 京都府作業療法士会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
長澤 哲也	一般社団法人 京都社会福祉士会	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員
泉 洋一	佛教大学 福祉教育開発センター	R6.4.1～R7.3.31	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()

URL: https://www.kyoto-iken.ac.jp/school/public_info.html

公表時期: 令和6年10月1日

(別途、以下の資料を提出)

- * 学校関係者評価委員会の企業等委員の選任理由書(推薦学科の専攻分野との関係等)※別紙様式3-2
- * 自己評価結果公開資料
- * 学校関係者評価結果公開資料(自己評価結果との対応関係が具体的に分かる評価報告書)

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

事業計画の実行方針において、提起された目標を具体化するため、企業などから意見聴取を行い、業界の動きを踏まえた実行計画を作成しています。具体的な事例として、講師会等にて授業科目、内容について検討を重ね、意見を反映させてから、様々な企業との連携を図っています。また、卒業生が就職している企業については、就職出陣式や校内企業説明会に誘致するなど、特に積極的に連携し、卒業生が在校生に対して就職活動や業界の動向をレクチャーさせる機会等を設けている。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校長名、所在地、連絡先、学校の沿革、建学の理念、学校安全関連、保健対策
(2)各学科等の教育	受入方針、定員、在校生数、卒業生数、カリキュラム(教科課程表)、学年歴、シラバス、卒業・進級判定基準、卒業と同時に取得する称号、資格合格実績、主な就職先
(3)教職員	教職員数、学校組織図、教員の実績
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育のコンセプト、キャリア教育マップ、就職の指導
(5)様々な教育活動・教育環境	設備紹介、海外実学研修、課外活動
(6)学生の生活支援	中途退学防止への取り組み／進路変更委員会・SSC、健康管理
(7)学生納付金・修学支援	学費一覧、奨学金・教育ローン案内等
(8)学校の財務	財務資料
(9)学校評価	学校関係者評価委員会
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他()

URL: https://www.kyoto-iken.ac.jp/school/public_info.html

公表時期: 令和6年10月1日

(別途、以下の資料を提出)

* 情報提供している資料

(備考)

・用紙の大きさは、日本産業規格A4とする(別紙様式1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、4、5、6、7、8についても同じ。)

授業科目等の概要

(医療専門課程 言語聴覚科) 2024年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			医学総論 Introduction to Medicine	健康・疾病・障害をとりまく 社会環境を理解し、医療従事者として あるべき姿を学ぶ。	1 年前期	15	1	○			○			○	
○			解剖学 Anatomy	人体各部の器官や組織の名称を学 び、位置関係や構造を理解する。 更に機能についての理解を深め る。	1 年前期	15	1	○			○		○		
○			生理学 Physiology	生体の機能とそのメカニズムにつ いて理解する。解剖学の知識とも 関連させながら理解を深める	1 年前期	30	2	○			○			○	
○			病理学 Pathology	病気の原因、発生機序を探り、疾 病による身体変化についての理解 を深める。	1 年前期	15	1	○			○			○	
○			内科学 Internal Medicine	幅広い内科疾患の成因、症状、診 断、治療を系統的に理解する。	1 年前期	30	2	○			○			○	
○			小児科学 Pediatrics	小児期の成長・発達の基本を学 び、更にリハビリテーションに関 連する小児疾患について理解を深 める。	1 年前期	30	2	○			○			○	
○			精神医学 Psychiatry	臨床現場で接することの多い精神 疾患を理解し、対応を学ぶ。	1 年前期	15	1	○			○			○	
○			リハビリテーション医学 Rehabilitation Medicine	リハビリテーションの理念と基本 原則を理解し、更に医学的リハビ リテーションの現状を学ぶ。	1 年後期	30	2	○			○			○	
○			耳鼻咽喉科学 Otorhinolaryngology	言語聴覚士に必要な耳鼻咽喉科・ 頭頸部外科の医学的知識、特に機 能・疾患を中心に学ぶ。	1 年後期	30	2	○			○			○	
○			臨床神経学 Clinical Neurology	代表的な神経疾患について、症 状、診断、治療、機能予後の理解 を深める。	1 年後期	30	2	○			○			○	

○		言語学 I Linguistics I	言語の持つ特性の基礎知識を理解する。	1 年前期	30	2	○			○			○
○		言語学 II Linguistics II	臨床現場で応用できるように言語学の知識を更に深める。	1 年後期	30	2	○			○			○
○		音声学 I Phonology I	調音器官、調音方法の基礎を学び、国際音声記号（IPA）表記ができるようにする。	1 年前期	30	2	○			○			○
○		音声学 II Phonology II	自分で実際に国際音声記号（IPA）の音を発音できるようにする。また音声に関する様々な性質を深く理解する。	1 年後期	30	2	○			○			○
○		音響学 Acoustics	音と音声の物理的な側面と音声の生理的な側面を音響音声学的に理解する。	1 年前期	30	2	○			○			○
○		聴覚心理学 Psychoacoustics	聴覚器官の構造・機能及び音響学の理解を踏まえた上で、聴覚の心理特性について学ぶ。	1 年後期	30	2	○			○			○
○		言語発達学 Language Development	言語発達を説明する理論をもとに、前言語期から児童期までの言語能力、思考の発達等を学ぶ。	1 年前期	30	2	○			○			○
○		社会保障制度 Social Security System	社会保障および社会福祉に対する考え方を学び、社会保障の体系・制度・法律について理解を深める。	2 年前期	30	2	○			○			○△
○		リハビリテーション概論 Introduction to Rehabilitation	リハビリテーションの理念や歴史を学び、医学的、社会的、職業的、教育的リハビリテーションの概要について理解する。	2 年前期	15	1	○			○			○
○		医療・福祉・教育関係法規 Related Regulation	医事法規、保健・福祉・教育関係職種の法規を中心に学ぶ。	2 年前期	15	1	○			○			○
○		言語聴覚障害概論 Introduction to Pathology of Speech & Hearing	乳幼児から高齢者に至るまでの様々な言語聴覚障害を学び、言語聴覚士としての役割について理解する。	1 年前期	30	2	○			○			○
○		言語聴覚障害診断学 I (小児・成人) Diagnosis in Speech & Hearing in Children and Adults I	子どもから成人までのコミュニケーション障害の評価と診断、指導方針が立案できる基礎を学ぶ。	2 年前期	45	3	○			○			○△

○		言語発達障害治療学 Treatment in Atypical Language Development	言語発達障害の検査方法を中心に学ぶ	1年後期	30	2	○	○	○										
○		音声障害 Voice Disorders	音声（発声）障害の種類と検査法、手術や音声治療の手技について学ぶ。	2年前期	30	2	○		○										○
○		構音障害概論 (機能性含む) Introduction to Articulation Disorders	構音のメカニズムの概要を理解し、小児にみられる機能性構音障害について、評価、訓練方法を学ぶ。	1年後期	30	2	○			○									○
○		構音障害（口蓋裂） Articulation Disorders (Cleft Palate)	器質的問題、特に口唇・口蓋裂を中心に構音障害を理解し、評価、訓練方法を学ぶ。	2年前期	30	2	○			○									○
○		構音障害 (口腔中咽頭癌) Articulation Disorders (Oropharyngeal Cancer)	器質的問題、特に口腔中咽頭癌を中心に構音障害を理解し、評価、訓練方法を学ぶ。	2年前期	30	2	○			○									○
○		構音障害（運動性）Ⅰ Dysarthria I	神経、筋の疾患の障害で生じる構音障害を理解し、評価できるように学ぶ。	1年後期	30	2	○			○									○
○		構音障害（運動性）Ⅱ Dysarthria II	神経、筋の疾患の障害で生じる構音障害の訓練方法について、演習を交えながら学ぶ。	2年前期	30	2		○		○									○
○		嚥下障害概論 Introduction to Dysphagia	摂食・嚥下障害の臨床に必要な基礎知識を習得し、言語聴覚士としての役割と業務内容について理解する。	1年前期	30	2	○			○									○
○		嚥下障害Ⅰ（治療学） Dysphagia I (Therapeutics)	嚥下障害の検査方法を中心に演習を交えながら検査から訓練実施までの関わり方について学ぶ。	1年後期	45	3		○		○									○
○		嚥下障害Ⅱ（小児・成人） Dysphagia II (Children and Adults)	先天性疾患や脳卒中に伴う嚥下障害など小児・成人の嚥下障害の知識を習得し、評価・訓練方法を学ぶ。	2年前期	30	2		○		○									○△
○		吃音 Stuttering	小児や成人の吃音の症状を理解し、その対応を学ぶ。	2年前期	15	1		○			○								○
○		聴覚障害概論 Introduction to Audiology	聴覚障害の分類、原因等、聴覚障害の基礎について学ぶ。	1年前期	30	2		○			○								○

